

2023年度 WASEDA ものづくり工房 学生団体活動スペース利用申請及び運用方法について

1. 申請について

(1) 申請資格

- ・早稲田大学の公認団体であり、責任者（専任教職員）が当該スペースでの活動を認めた団体であること。
- ・ものづくりが活動主体である団体であること。

(2) 申請方法

「学生団体活動スペース使用申請書」に必要事項を記入し、WASEDA ものづくり工房管理室（以下、管理室）またはメールにて提出をすること。提出先：koubou-staff@list.waseda.jp

【備考】

- ・1団体1区画とする。（空スペースがあっても2区画目の使用は不可／他団体とのスペースの共同使用も不可）
- ・「実績」「管理状況（継続の場合）」「活動状況（継続の場合）」等を考慮し、ものづくり工房管理委員会（委員長：理工学術院長補佐）にて協議の上、決定する。

(3) 公募方法とスケジュール

WASEDA ものづくり工房のウェブページにて公募する。なお、公募スケジュールは次の通り。

【公募スケジュール】

使用申請書提出期限：2023年2月10日(金)17時00分まで（提出期限厳守）

使用団体の確定：2023年2月下旬頃（利用の可否を管理室より連絡）

使用期間：2023年4月1日～2024年3月20日

撤収期限：2024年3月20日頃（継続の場合はスペース移転・整理整頓）

2. 利用に伴う取り決め

(1) 遵守事項

- ・定期的な安全管理、整理・整頓・清潔・清掃を徹底（毎週実施&報告）する。
- ・ものづくり工房の共通エリアについての清掃等を適宜、実施する。
- ・危険物の保管を禁止する。
- ・火気の手扱い、引火性・発火性、爆発性や揮発性のあるものの使用を禁止する。
- ・団体活動に関係のない物品（私物等）の保管を禁止する。
- ・施錠できる保管庫の使用は原則禁止だが、特に必要がある場合は別途、管理室と相談する。
- ・境界の白線を踏む状態での物品存置を禁止する。
- ・使用許可エリア内に可能な限り通路を確保する。
- ・荷物は重量物を除いて床に置いたままにせず、棚に置けるように整理する。

- ・高所（地上1.5m以上）での、重量物の保管を禁止する。
- ・棚の転倒防止措置は必ず行うこと。
- ・使用する時間帯はものづくり工房の開室時間に準ずること。
- ・使用の際は、管理室にて入退室手続きを必ず行うこと。
- ・管理室からの注意・指導は迅速に対応し、改善策を具体的に講じること。
- ・周囲への影響がある物品の搬出入は、2週間前までに管理室へその旨を届け、管理室経由でその他利用団体へ周知をすること。
- ・管理室が定める運用ルールを逸脱する計画や企画がある場合には、2週間前までに管理室までその旨を届け、承認された場合には、その指示に従うこと。
- ・悪質な違反があった場合、または、軽微な違反・整理整頓清掃の未徹底が繰り返した場合には、使用停止または、使用許可の取り消しなどの処分をする可能性もある。

(2) 各団体の定期的な報告事項（提出先：管理室）

- ・活動月報の提出（A4サイズ1～2枚）[締切：毎月月末]
 - － 進捗状況報告、今後の活動計画、技術的課題、ヒヤリハット・事故事例報告 等
 - － 提出された月報は事務局確認後、専用掲示板に掲示し、広く情報を公開する。
 - － 提出フォーマットは別紙1を参照
- ・活動年報の提出（A4サイズ枚数制限なし）[締切：毎年3月20日頃]
 - － 1年間の活動概要、年間スケジュール、大会成績、運営上の反省点や工夫したこと。（特に安全対策、ヒヤリハット・事故事例 等）をまとめる。
また、次年度の活動目標、活動計画や参加する競技会等を具体的に記載する。
 - － 提出フォーマットは別紙2を参照（表紙のみフォーマットを指定）
- ・イベント参加報告書の提出 [随時/イベント終了後2週間以内に提出]
 - － 提出フォーマットは別紙3を参照

(3) 大学主催イベントへの参加について

- ・工房事務局より大学が主催するイベント（ものづくり工房でのイベントやユニラブ等の科学実験教室）への協力依頼があった場合には、適宜調整の上、参加・支援体制を構築する事。

(4) 他大学学生の使用について

- ・他大学の学生が、ものづくり工房が所管する施設や設備を使用することは、原則、認めない。
- ・他大学の学生が、大学生協が代行する、生命共済および学生賠償責任保険に加入していることを条件とし、利用目的に妥当性があれば、ものづくり工房の利用を認める場合がある。
- ・利用が認められた際、提出するメンバーリストには、本学学生と同等の情報を記載すること。
- ・他大学学生が当該施設ならびに設備を使用する際、必ず同メンバーリストに記載の本学学生が立ち合うことを必至とする。
- ・危険性の高い設備（旋盤・フライス・帯鋸等の機械工作設備）の利用は、その対象外とする。